

新旧対照表

○委託業務等成績評定要領

新	旧
<p>別記様式第2</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(受注者) 様</p> <p style="text-align: center;"><u>愛媛県出納局長</u></p> <p style="text-align: center;">委託業務等成績評定通知書</p> <p>貴社が受注した委託業務等について、委託業務等成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。</p> <p>なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。</p> <p>疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。</p> <p>なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問合せ先は下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務番号 2 業務名 3 路線河川名等 4 業務箇所 5 業務委託料 6 履行期間 年 月 日～ 年 月 日 7 完了検査年月日 年 月 日 8 評定点 点 <p style="text-align: center;">※項目別評定点は、別表のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 9 送付先及び手続等の問合せ先 	<p>別記様式第2</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(受注者) 様</p> <p style="text-align: center;"><u>出納局長</u></p> <p style="text-align: center;">委託業務等成績評定通知書</p> <p>貴社が受注した委託業務等について、委託業務等成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。</p> <p>なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。</p> <p>疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。</p> <p>なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問合せ先は下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託業務等名 2 履行期間 年 月 日～ 年 月 日 3 完了検査年月日 年 月 日 4 評定点 点 <p style="text-align: center;">※項目別評定点は、別表のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 送付先及び手続等の問合せ先

新	旧
<p>別記様式第3</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(受注者) 様</p> <p style="text-align: center;"><u>愛媛県出納局長</u></p> <p style="text-align: center;">委託業務等成績評定に係る説明書（回答）</p> <p>年 月 日付けで貴社から説明を求められた内容について、下記のとおり回答します。</p> <p>なお、本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。</p> <p>疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。</p> <p>なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問合せ先は下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 委託業務等名 2 疑問に対する回答 3 送付先及び手続等の問合せ先</p>	<p>別記様式第3</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(受注者) 様</p> <p style="text-align: center;"><u>出納局長</u></p> <p style="text-align: center;">委託業務等成績評定に係る説明書（回答）</p> <p>年 月 日付けで貴社から説明を求められた内容について、下記のとおり回答します。</p> <p>なお、本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。</p> <p>疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。</p> <p>なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問合せ先は下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 委託業務等名 2 疑問に対する回答 3 送付先及び手続等の問合せ先</p>

新	旧
<p>別記様式第4</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(受注者) 様</p> <p style="text-align: center;"><u>愛媛県出納局長</u></p> <p style="text-align: center;">委託業務等成績評定に係る再説明書（回答）</p> <p>年 月 日付けで貴社から再説明を求められた内容について、下記のとおり回答します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 委託業務等名</p> <p>2 疑問に対する回答</p>	<p>別記様式第4</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(受注者) 様</p> <p style="text-align: center;"><u>出納局長</u></p> <p style="text-align: center;">委託業務等成績評定に係る再説明書（回答）</p> <p>年 月 日付けで貴社から再説明を求められた内容について、下記のとおり回答します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 委託業務等名</p> <p>2 疑問に対する回答</p>

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。